

民事執行予納金基準額表

京都地方裁判所執行官室

符号	事件		基本額	加算額		
執イ	動産執行		40,000			
	動産競売					
執ロ	動産	引渡し	40,000	一台増すごとに (動産、軽自動車を除く)	20,000	
	自動車					
	建設機械					
	不動産	明渡し・引渡し (解錠費用含まない)	70,000	一個増すごとに	40,000	
		明渡し・引渡し	100,000			
	代替執行(建物・ 工作物収去・動産 撤去等)	土地明渡しあり	100,000	一個増すごとに	40,000	
		その他	50,000			
子の引き渡し	子奪取法 国内法	80,000	援助執行官一名	80,000		
援助立会		30,000	事案により追納の可能性あり			
執ハ	動産仮差押		40,000			
	仮	動産	現状保管	40,000	一台増すごとに	30,000
		自動車	断行保管・引渡し			
		建設機械				
	処	不動産	現状保管	40,000	一個増すごとに	30,000
			断行保管・引渡し (解錠費用含まない)	70,000	一個増すごとに	40,000
			断行保管・引渡し	100,000		
分	代替執行(建物・工作物収去・動産撤去等)		執ロと同じ	執ロと同じ		
	子の引き渡し		執ロと同じ	執ロと同じ		
執拒	破産封印		20,000	自動車が一台または執行場所が増すごとにそれぞれ	10,000	
	評価立会		20,000	自動車が一台または執行場所が増すごとにそれぞれ	10,000	
執ソ	執行証書送達		15,000			
執告	告知書等送付		15,000			

(注意) 上記は、執行官手数料規則に基づく費用についての予納金であり、明渡し等事件の作業員日当、遺留品運搬費用、倉庫保管費用等は含まれていません。また、執行官援助や長時間の執行など各事件ごとの処理の都合で、予納金が不足する場合がありますので、当執行官室から連絡があった場合には、すみやかに追納をお願いします。